

# 大阪市中央区役所就学前児童等寄り添いサポート事業訪問支援員 (会計年度任用職員) 募集要項

## 1 募集人数

2名

## 2 業務内容

- (1) 保育施設・幼稚園との連携体制の構築、施設職員への啓発、相談支援等
- ① 区内保育施設、幼稚園への定期的な訪問等を行い、児童虐待防止のための区への協力依頼や啓発、子育て支援情報の提供等を行う。
  - ② 発達など気になる課題を抱える児童や保護者への対応等について、施設職員への助言や相談などの支援を行う。
- (2) 施設と連携した保護者等への相談支援や適切な支援へのつなぎ
- ① 施設への支援やヒアリング等を通じて把握した要支援児童（家庭）について、施設との連携により、保護者に寄り添う相談支援や情報提供を行う。また、区等の子育て支援・福祉事業や各種子育て支援サービス等の支援につなぐ。
  - ② 要保護児童については、区虐待担当と連携して支援を行う。
- (3) その他、本事業に係る資料等の作成、区の児童虐待関係業務との連携・補助
- ① 施設訪問や保護者面談、関係機関との調整内容等の活動記録、協議資料等の作成
  - ② 区の児童虐待関係業務の補助
  - ③ その他、区子育て支援室業務の補助
- ※施設等の訪問には、主に自転車を利用する。

## 3 応募資格

- (1) 次のいずれかに該当する者
- ① 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者
  - ② 社会福祉主事として、2年以上の福祉事業等に従事した者
  - ③ 自治体において、福祉関係業務について 2 年以上の従事経験を有する者、若しくは同等の経験を有する者
  - ④ 公的機関、医療機関、社会福祉施設または教育施設における心理相談業務の 2 年以上の実務経験を有する者
  - ⑤ 教育職員免許状を有し、2 年以上の実務経験を有する者（講師等を含む）
  - ⑥ 保育士資格を有し、2 年以上の実務経験を有する者
  - ⑦ 児童養護施設や母子支援施設等の社会的養護施設において、2 年以上の相談支援業務に従事した者
  - ⑧ 前各号のいずれかに準ずる者

## (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

### 【地方公務員法第16条(抜粋)】

#### (欠格条項)

- 1.拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2.当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3.人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4.日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

## 4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで最長3年)

## 5 勤務条件等

### (1) 勤務時間・日数

A 勤務 午前9時～午後5時15分

B 勤務 午前9時15分～午後5時30分

※A 勤務もしくはB 勤務のいずれかとなります。ただし、業務の都合により変更される場合があります。

※必要に応じて時間外勤務に従事していただきます。

週4日30時間

### (2) 休日

土曜日、日曜日、指定休(月曜日から金曜日のうち本市が指定する日)、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

※ただし、休日に勤務を命じた場合は、他の日に休日を振り替えます。

### (3) 勤務場所

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号

大阪市中央区役所

#### (4) 報酬等

報酬（月額）	176,436 円～238,032 円 ※1
期末・勤勉手当 ※2・3 (6月・12月に支給)	642,887 円～867,327 円 (6月・12月の合計額)
年収見込	2,760,119 円～3,723,711 円

※1 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※2 期末手当は、1 年目は 2.20937 月分ですが、再度の任用がされた場合 2 年目以降は 2.525 月分となります。(支給日以前 6 ヶ月の勤務日数等により支給率が調整されます。)

※3 勤勉手当は、1 年目は 1.43437 月分ですが、再度の任用がされた場合 2 年目以降は 2.125 月分となります。(支給日以前 6 ヶ月の勤務日数等により支給率が調整されます。)

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

#### (5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：4月1日（任用日）～3月31日（任期満了日）
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・出生サポート休暇※1</li><li>・産前産後休暇</li><li>・配偶者分娩休暇</li><li>・育児参加休暇</li><li>・結婚休暇</li><li>・忌引休暇</li><li>・夏季休暇 等</li></ul> <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ドナー休暇</li><li>・妊娠障害休暇</li><li>・生理休暇</li><li>・育児時間休暇</li><li>・子の看護休暇※1</li><li>・短期介護休暇※1</li></ul> <p>(※1)別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

#### (6) 社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

#### (7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・當利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

#### (8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

## **6 選考方法**

- (1) 筆記(論文)試験
- (2) 面接試験

## **7 選考日時及び選考会場**

日時：令和8年2月26日（木曜日）午前9時30分開始（午前9時15分集合）

場所：大阪市中央区役所

（詳細な場所は「受験案内」により通知し、変更には応じられません。）

## **8 申込方法**

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- (1) 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

- (2) 申し立て書 1通

- (3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

○採用申込書の受付期間等

- (1) 持参する場合

ア. 申込み期間

令和8年1月9日（金曜日）から令和8年2月6日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで

イ. 申込書受付場所

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号

大阪市中央区役所保健福祉課（子育て支援・保育グループ）宛

- (2) 郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

令和8年2月6日（金曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中（就学前児童等寄り添いサポート事業訪問支援員）」と  
朱書きした封筒に入れて、送付してください。

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。

また、料金不足の場合は、受け付けません。

イ. 申込書送付先

上記（1）イと同じ

#### ○受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和8年2月24日（火曜日）午後1時までに受験案内が届かない場合は同日午後5時までに問合せ先へ連絡してください。

#### ○結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

### 9 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・合否に関するお電話等でのお問い合わせには応じられません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適切に管理します。
- ・試験当日は、受験案内に同封の受験票を必ず持参してください。なお、集合時間から30分以上遅刻した場合は、受験できません。
- ・本案件については、予算発効をもって有効とします。

### 10 問合せ先

大阪市中央区役所保健福祉課（子育て支援・保育グループ）（担当：柏井・西井）

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号

電話番号 6267-9913

## 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

### 【大阪市職員基本条例】(抜粋)

#### (倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

#### (職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

#### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと